# 鴨川アクションプランフォローアップ委員会要綱

#### (目的)

第1条 「水辺の回廊整備・鴨川創造プラン」等の鴨川の整備を実施するに当たり、PDCAサイクルのもとに府民ニーズを的確に反映しているか等について、専門家から意見を聴くため、鴨川アクションプランフォローアップ委員会(以下「委員会」という。)を開催する。

### (意見聴取事項)

- 第2条 委員会では、次に掲げる項目について意見を聴取するものとする。
  - (1) 鴨川アクションプランの進捗に関すること
  - (2) 公共空間整備・治水対策の内容に関すること
  - (3) 府民の協働や府民からの情報収集に関すること
  - (4) 鴨川の情報発信に関すること
  - (5) 鴨川の新しいアクションプランに関すること
  - (6) 前各号に掲げる事項のほか、鴨川の整備に関し知事が特に必要と認める事項。

## (委員)

- 第3条 会議の委員は、学識経験を有する者その他適当と認められる者9名とする。
- 2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (運営)

- 第4条 委員会は、委員の互選により選出された委員長が進行する。
- 2 委員会は、公開を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、非公開 とすることができる。

## (作業部会等の設置)

- 第5条 知事は、府民からの様々な情報に関し、予め整理が必要であると認めた ときは、作業部会等を開催することができる。
- 2 作業部会等の構成員は、委員の中から知事が選任する。
- 3 知事が必要と判断した場合には、委員以外の者で専門的な知識を有する者を 招集することができる。
- 4 委員以外の者については、委員の取扱いに準じるものとする。

# (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、知事 が別に定める。

附 則 この要綱は、平成22年2月4日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年11月16日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年9月4日から施行する。